

事務事業調査 (133)

事務事業名		道路占用料事業											都市計画・建設分科会	
事業概要		道路法の規定により、道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができ、占用料の額及び徴収方法は、条例で定めることとされている。 なお、神奈川県においては政令と同様な基準で占用料を定めている。												
事業比較	区分	小田原市	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	箱根町	真鶴町	湯河原町	例示1	例示2	例示3
	占用料徴収	条例に基づき徴収	条例に基づき徴収	条例に基づき徴収	条例に基づき徴収	条例未整備	条例未整備	条例未整備	条例に基づき徴収	条例に基づき徴収	条例に基づき徴収	あり	あり	あり
	実績(18年度)千円	169,163	15,284	16,924	2,167	—	—	—	18,272	2,938	16,924	—	—	—
現状の分析		<ul style="list-style-type: none"> 2市5町では条例により占用料を規定し徴収しているが、松田町、山北町、開成町においては占用料を徴収していない。 小田原市、中井町、湯河原町については、政令と同じ基準を設けた県と、同様な金額を設定している。 												
類似中核市のサービス水準		都市名(人口)	宇都宮市(504千人)		川越市(334千人)		横須賀市(421千人)		岡崎市(368千人)		姫路市(535千人)			
		占用料徴収	条例に基づき徴収		条例に基づき徴収		条例に基づき徴収		条例に基づき徴収		条例に基づき徴収			
合併を想定した場合	メリット	<ul style="list-style-type: none"> 県西地域で一律の基準を作ることにより、自治体間での格差がなくなる。 占用料を徴収することで統一されれば収入増が見込まれる。 												
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 現在占用料を徴収していない自治体の住民に新たな負担が生じる。 占用料の金額だけでなく許可基準や占用管理システムも統一する必要がある。 許可済みの占用物件について再度裁定しなければならないため、事務量が大きく増加する。 徴収を行っていない自治体に対し、新たに徴収する場合に不法占用状態にある物件に対しての不公平感を無くす必要がある。 過去認めていたが現在は許可をしない条件(宅地敷等)の取扱いに不公平感を無くす必要がある。 												
	財政面への影響	<ul style="list-style-type: none"> 占用料を徴収していない自治体に合わせた場合は大幅に収入が減る。 管理システムの統合も必要となるため一時的に事業費が増大する。 初期段階での占用物件調査、住民説明等に膨大な事務費が必要となる。 												
	対応策	<ul style="list-style-type: none"> 新たに占用料を徴収することとなった場合、住民に法の主旨等を説明し理解を得る。 新しい許可基準や管理システムの運用方法を合併協議の早い段階から検討していく。 不法占用パトロールを日頃から実施していく。 												

事務事業調査 (135)

事務事業名		狭あい道路拡幅整備事業											都市計画・建設分科会		
事業概要		建築基準法第42条第2項の規定等による狭あいな公道（幅員4.0m未満）に接する敷地に建物を建築する場合に、後退用地処理や道路整備を実施する。													
事業比較	区分	小田原市	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	箱根町	真鶴町	湯河原町	例示1	例示2	例示3	
	用地処理	買取り 寄付 無償使用	買取り 寄付 無償使用	買取り 寄付 無償使用	買取り 寄付 無償使用	買取り 寄付 無償使用	寄付	買取り 寄付	買取り 寄付 無償使用	寄付	寄付 無償使用	買取り 寄付 無償使用	買取り 寄付 無償使用	買取り 寄付 無償使用	
	支障物件補償	あり 算定額の 70%	あり 算定額の 70%	あり 算定額の 100%	あり 算定額の 100%	あり 算定額の 100%	なし	なし	あり 算定額の 100% 上限100万	なし	なし	あり 算定額の 100%	あり 算定額の 70%	あり 算定額の 80%	
	後退部分の 整備工事	あり	あり	あり	あり	あり	なし	なし	あり	なし	なし	あり	あり	あり	
	実績（18年度） 用地買取件数	125件 30,033千円	1件 6千円	4件 1,467千円	4件 3,056千円	1件 347千円	—	—	2件 248千円	—	—	—	—	—	
	実績（18年度） 物件補償処理件数	115件 75,854千円	—	2件 1,238千円	3件 4,797千円	1件 134千円	—	—	2件 662千円	—	—	—	—	—	
現状の分析		<ul style="list-style-type: none"> 山北町、真鶴町、湯河原町を除き、後退道路買収の基準を設けて実施している。 開成町については、要綱にて規定されているが、予算上の問題から買収を行っていない。 													
類似中核市の サービス水準	都市名（人口）	宇都宮市（504千人）			川越市（334千人）			横須賀市（421千人）			岡崎市（368千人）		姫路市（535千人）		
	用地処理	寄付			寄付（補助金制度あり）			寄付			寄付		寄付		
	実績（18年度） 用地処理件数	30件 殆どが個人所有			264件			12件（補償した物件のみ） 殆どが個人所有			150件		25件申請中16件が寄付。 殆どが個人所有。		
合併を想定した 場合	メリット	<ul style="list-style-type: none"> 本事業を県西地域全体で推進することにより、狭あい道路の整備が図られ、将来的に緊急車両などの通行が可能となる。 事業の手法（買収や補償）の方法を統一することにより、県西地域全体としての均衡が図られ、事業に対する認識が深まる。 													
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 未実施の自治体において、事業の実施について住民の理解を得る必要がある。 買収とした場合、現状では、各市町の買収金額設定方法の基準の差異があるため、統一が困難である。 													
	財政面への 影響	<ul style="list-style-type: none"> 買収単価設定によっては、これまで無償譲渡や低い単価での買収に比べ事業費が増大する。 													
	対応策	<ul style="list-style-type: none"> 用地処理について、後退用地を寄付で統一できれば、自治体の負担は軽減する。 買収の場合は、負担を減らすため、単価の見直しについて検討する。 													

事務事業調査 (139)

事務事業名		水道料金 上下水道分科会													
事業概要		水道の利用量に応じ使用料を徴収する。													
事業比較 (1ヶ月) 税込み 単位(円)	区分	小田原市	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	箱根町	真鶴町	湯河原町	例示1	例示2	例示3	
	家庭用基本料金 (10 m ³)	640	735	630	714	682	651	735	735	1,344	724	—	640	—	
	家庭用 20 m ³	1,585	1,522	1,417	1,606	1,417	1,438	1,575	1,785	3,254	1,448	—	1,585	—	
	業務用基本料金 (10 m ³)	703	735	735	714	1,155	651	735	1,050	1,344	724	—	703	—	
	業務用 500 m ³	116,466	82,530	90,405	90,620	71,820	39,238	44,362	98,674	220,634	46,508	—	116,466	—	
	供給単価 (/m ³ 税込み)	135.31	118.11	139.97	111.07	108.05	112.76	85.37	198.80	224.73	92.81	85.37	135.31	133.8	
	料金徴収期間	2月	2月	2月	2月	2月	2月	2月	2月	2月	1月	2月	2月	2月	2月
	現行料金実施	H9.4.1※	H9.9.1	H13.4.1	H11.4.1	H6.4.1	H12.4.1	H12.4.1	H13.4.1	H13.4.1	H17.7.1	H18.4.1	—	H9.4.1	—
現状の分析		<ul style="list-style-type: none"> 山北町の業務用 500 m³、真鶴町の業務用 500 m³口径 13 mm で料金を算出。 家庭用基本料金、20 m³使用時料金とも真鶴町を除けば、格差は少ないが、事業用では基本料金で松田町、箱根町、真鶴町で格差が広がり、500 m³使用時では山北町と小田原市では3倍近い格差となる。 ※は消費税等の税率引上げに伴う改定													
類似中核市のサービス水準		都市名(人口)	宇都宮市 (504 千人)		川越市 (334 千人)		横須賀市 (421 千人)		岡崎市 (368 千人)		姫路市 (535 千人)				
		家庭用基本料金 (口径 20 mm)	1,218 円 (5 m ³)		399 円		934 円 (10 m ³)		997 円		750 円 (10 m ³)				
		家庭用 20 m ³ (口径 20 mm)	3,129 円		2,184 円		2,509 円		3,013 円		2,100 円				
		料金徴収期間	2月		2月		2月		2月		2月				
		現行料金実施	H19.4.1		H9.11.1		H9.4.1		H17.4.1		H9.6.1				
合併を想定した場合	メリット	低い料金に統一した場合、現行料金より安くなる使用者には、メリットとなる。													
	課題	料金改定を行って間もない真鶴町、湯河原町、10年以上行っていない小田原市、南足柄市、松田町があり、料金統一による住民負担感に温度差が生じる。													
	財政面への影響	<ul style="list-style-type: none"> 料金水準を低く設定すると、繰出金に依存する経営となり、高くすると使用者負担感の増大となる。 水道事業は言うまでもなく独立採算を基調としているので、受益と負担の原則に基づく適正料金を設定しなければならない。 													
	対応策	料金体系と併せて、激変緩和措置を設けながら、段階的に統一していく。													

事務事業調査 (142)

事務事業名		水道利用加入金											上下水道分科会			
事業概要		新たな水道利用時に、設置者に負担を求めるもので、量水器の口径により区分される。一般家庭用（13～25mm）には、居住年数による減免制度がある。														
事業比較	区分	小田原市	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	箱根町	真鶴町	湯河原町	例示1	例示2	例示3		
	13mm	89,250 (52,500)	78,750 (42,000)	136,500 (68,250)	147,000 (73,500)	210,000 (105,000)	168,000 (84,000)	157,500	105,000 (52,500)	105,000 (26,250)	105,000 (31,500)	—	89,250 (52,500)	—		
	20mm	89,250 (52,500)	110,250 (63,000)	189,000 (94,500)	189,000 (94,500)	294,000	283,500 (141,750)	210,000	157,500 (78,750)	210,000 (52,500)	210,000 (63,000)	—	89,250 (52,500)	—		
	25mm	105,000	157,500 (84,000)	304,500 (152,250)	336,000	525,000	472,500	315,000	210,000 (105,000)	315,000 (78,750)	315,000	—	105,000	—		
	40mm	840,000	735,000	630,000	1,092,000	1,050,000	1,890,000	1,050,000	787,500	630,000	630,000	—	840,000	—		
	50mm	1,260,000	1,102,500	2,100,000	1,774,500	2,520,000	2,940,000	2,100,000	1,365,000	1,050,000	1,050,000	—	1,260,000	—		
	75mm	3,150,000	2,756,250	6,300,000	4,095,000	4,830,000	6,615,000	4,200,000	2,835,000	2,625,000	2,625,000	—	3,150,000	—		
	100mm	5,250,000	管理者裁定	12,600,000	6,825,000	管理者裁定	13,020,000	7,350,000	2,835,000に 町長裁定額 を加えた額	5,250,000	5,250,000	—	5,250,000	—		
	150mm	11,550,000	管理者裁定	23,100,000	13,650,000	管理者裁定	21,525,000	15,750,000	—	10,500,000	10,500,000	—	11,550,000	—		
	200mm以上	16,800,000	管理者裁定	34,650,000	20,475,000	管理者裁定	—	31,500,000	—	—	—	—	16,800,000	—		
現状の分析		・（ ）は工事の申し込みの日の前から市内・町内在住の家庭用に対する減免後の金額。1年以上（小田原市、大井町、湯河原町）、3年以上（南足柄市、中井町、松田町、山北町、箱根町、真鶴町）														
類似中核市の サービス水準	都市名 (人口)	宇都宮市 (504千人)			川越市 (334千人)			横須賀市 (421千人)			岡崎市 (368千人)			姫路市 (535千人)		
	13mm	52,500円			107,100円			—			84,000円			54,000円		
	20mm	118,650円			235,200円			157,500円			126,000円			144,000円		
	25mm	262,500円			449,400円			451,500円			373,800円			250,000円		
	40mm	798,000円			1,598,100円			1,375,500円			1,291,500円			780,000円		
	50mm	1,438,500円			2,370,900円			2,100,000円			2,031,750円			1,300,000円		
合併を想定した 場合	メリット	・ 統一により廃止する方向なら、新規利用者の負担軽減となる。														
	課題	・ 各市町とも、水源確保、施設整備等それぞれの歴史的背景の中で独自の考えにより一時金として徴収している状況から、統一することは、新たな水道利用者との不公平感はぬぐえない。														
	財政面への影響	・ 水道利用加入金の捉え方により左右される。														
	対応策	・ 水道料金への転換（基本料金等）により収入を確保する。														

事務事業調査 (151)

事務事業名		下水道使用料設定事業											上下水道分科会		
事業概要		下水道の利用に対し使用料を徴収する。汚水量の把握は、水道利用の場合、水道メーターの使用水量によるものとし、井戸水使用の場合はメーターの設置によるものと認定水量によるものがある。													
事業比較 ※料金は1ヶ月分に換算(税込み・円)	区分	小田原市	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	箱根町	真鶴町	湯河原町	例示1	例示2	例示3	
	一般汚水料金 (20m ³)	1,984	1,365	1,260	1,743	1,396	1,155	1,313	1,953	3,250	2,488	1,155	1,984	1,984	
	公衆浴場汚水料金	5円 ×使用水量	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	10円× 使用水量	5円× 使用水量	5円× 使用水量	5円× 使用水量
	水量ランク数	9	9	8	9	8	8	9	6	2	2	9	9	9	
	井水使用	6m ³ ×使用者数	6m ³ ×住基人数	6m ³ ×使用者数	6m ³ ×使用者数	6m ³ ×使用者数	6m ³ ×使用者数	6m ³ ×使用者数	6m ³ ×使用者数	使用水量 に応じて 設定	6m ³ ×使用者数	1世帯4人ま で6m ³ ×使用 人数 1人増すご とに4m ³ 加算	6m ³ ×使用者数	6m ³ ×使用者数	6m ³ ×使用者数
	水道併用	3m ³ ×使用者数	3m ³ ×住基人数	3m ³ ×使用者数	3m ³ ×使用者数	3m ³ ×使用者数	3m ³ ×使用者数	3m ³ ×使用者数	3m ³ ×使用者数	使用水量 に応じて 設定	3m ³ ×使用者数	—	3m ³ ×使用者数	3m ³ ×使用者数	3m ³ ×使用者数
	例示1の場合 の増減額	△829	△210	△105	△588	△241	—	△158	△798	△2,095	△1,559	—	—	—	
	例示2の場合 の増減額	—	619	724	241	588	829	671	31	△1,266	△730	—	—	—	
	総務省水準 [※] の場合の増減	1,166	1,785	1,890	1,407	1,754	1,995	1,837	1,197	△100	436	—	—	—	
現状の分析		<ul style="list-style-type: none"> 一般汚水料金 20 m³/月で、最大 2.81 倍の開きがある。 箱根町には温泉排水が多数ある。 													
類似中核市のサービス水準		都市名 (人口)	宇都宮市 (504 千人)	川越市 (334 千人)	横須賀市 (421 千人)	岡崎市 (368 千人)	姫路市 (535 千人)								
一般汚水料金 (20m ³)	2,572 円	1,050 円	1,995 円	1,785 円	2,100 円										
公衆浴場汚水料金	基本料金まで 4,200 円/月 100 m ³ 超分は 42 円/m ³	基本料金 1050 円/月 100 m ³ 超分 15.75 円/m ³	9 円×使用水量	なし	15 円×使用水量										
水量ランク数	7	8	6	4	9										
井水使用	台所・風呂 3 m ³ /人・月 トイレ 0.6 m ³ /人・月	7 m ³ (4 人目から 4 m ³) ×使用者数/月	4 人まで 16 m ³ /月 1 人増ごとに 4 m ³ 加算	4 人/1 ヶ月の場合 認定水量 22 m ³ 1,900 円	4 m ³ ×使用者数/月										
水道併用	上記の 1/2 で認定	3.5 m ³ (4 人目から 2 m ³) ×使用者数/月	上記の 1/2 で認定	4 人/1 ヶ月の場合 認定水量 11 m ³ 1,100 円	通常料金体系と上記の多い方										
合併を想定した場合	メリット	<ul style="list-style-type: none"> 2市8町全体で使用料回収率が 56.7%という現状では、使用料が適正でない可能性がある。その中で合併をして新たに料金を設定することは、適正な料金設定をするきっかけになる。 担当部門を統合する事により、人件費・その他の経費の削減が図られ、その結果、使用料対象経費の圧縮が期待できる。 													
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 使用料を月 1,984 円/20 m³ (小田原市水準) に設定すると、7市町の住民負担が増加する。負担増額は各家庭で 1 ヶ月 31 円～829 円である。 使用料を月 3,150 円/20 m³ (総務省水準) に設定すると、真鶴町以外の住民負担が増加するとなる。この場合、多くの自治体の各家庭で 1 ヶ月約 1,000 円～2,000 円の負担増である。 温泉排水の扱いを検討する。 													
	財政面への影響	<ul style="list-style-type: none"> 使用料を小田原市水準に設定した場合、2市8町の使用料回収率※2 が 61.7%と改善されるが、繰入金に依存しなくてはならない。この場合、約 4,000,000 千円程度の繰入金が見込まれる。 使用料を総務省水準に設定した場合、2市8町の使用料回収率※2 が 97.9%となり、独立採算が可能となる。 													
	対応策	<ul style="list-style-type: none"> 負担増となる住民の緩和措置として、合併後数年間は合併前の料金体系とし、その後に料金を統一していく。この場合、期限をきっちり決めることが大切であるとする。 急な負担増を防ぐために、合併前に各市町が 1 回料金改定を行っておくことも一つの手段である。 箱根町の温泉排水については、特別な措置を考慮する必要がある。 													

※1 月 3,150 円/20 m³ の料金水準。 ※2 汚水処理に要した経費に対する、下水道使用料の割合を表す。下水道事業は独立採算が原則なので、本来は 100%であることが望ましい。数値は H18 年度決算ベース。

事務事業調査 (155)

事務事業名		受益者負担金賦課徴収事業											上下水道分科会		
事業概要		下水道の整備によって利益を受けるものに対して、相応の負担を求め公平化を図るものです。													
事業比較 単位 (円)	区分	小田原市	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	箱根町	真鶴町	湯河原町	例示1	例示2	例示3	
	負担金単価(1㎡)	280円	第1) 223円 第2) 260円 第3・4) 265円	415円	第1負担区 208円 第2負担区 290円	240円	288円	260円	—	公共マス 一個につき 10万円	—	208円	280円	—	
	徴収方法	年4回 12回払い	年4回 12回払い	年4回 12回払い	年4回 12回払い	年4回 12回払い	年4回 12回払い	年4回 12回払い	—	一括払い	—	年4回 12回払い	年4回 12回払い	年4回 12回払い	
	報奨金 3年一括払	8%	10%	10%	3%	8%	8%	8%	—	減免制度/ あり	—	10%	8%	8%	
	2年一括払	6%	7%	7%	2%	6%	6%	6%	—	減免制度/ あり	—	7%	6%	6%	
	1年一括払	2%	4%	4%	1%	4%	4%	4%	—	減免制度/ あり	—	4%	2%	4%	
	賦課根拠	都計法75条	都計法75条	都計法75条	都計法75条	都計法75条	都計法75条	都計法75条	都計法75条	都計法75条	都計法75条	—	—	—	—
	徴収猶予の有無	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	—	あり	あり	あり
現状の分析		<ul style="list-style-type: none"> 受益者負担金は箱根町・湯河原町を除いて、賦課徴収している。その中で、真鶴町が公共樹1個につき10万円と定めているほかは、地積に応じて負担金額を決定している。 報奨金の割合に大きな差はない。 													
類似中核市の サービス水準	都市名(人口)	宇都宮市(504千人)			川越市(334千人)			横須賀市(421千人)			岡崎市(368千人)		姫路市(535千人)		
	負担金単価(1㎡)	82~328円/㎡(12負担区分)			51~690円/㎡(15負担区分)			127円5銭~420円(11負担区分)			391円/㎡		200円、500円、600円/㎡		
	徴収方法	年4回、20回払い			年4回、20回払い			年4回、12回払い			年3回、9回払い		年2回、6回払い		
	報奨金 3年一括払	5年一括払い20%~、納期が1期減ることにより報奨金も1%ずつ減少する。			3.9%			20%			—		第1回納期内の一括納付7.5%		
	2年一括払				1.8%			—			—		—		
	1年一括払				0.5%			—			—		—		
	賦課根拠	都計法75条、地自224条			都計法75条			都計法75条			都計法75条		都計法75条		
徴収猶予の有無	あり			あり			あり			あり		あり			
合併を想定した場合	メリット	賦課徴収の一元化による事務の効率化が図られる。													
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 下水道が使用可能なのに受益者負担金を賦課していないところがあるなど、不公平感が残る。 供用開始区域の受益者に対し、後から納付を求めることができないので、その対応について。 合併後、負担金額を統一すると負担増になる住民がでる可能性がある。 複数単価に対応しているシステムへ統合することになると思うが、統合に時間と労力を要する。 													
	財政面への影響	受益者負担金については、他合併例をみても、おそらく地区制を引いて現行どおりとなるので、大きな影響はないと考える。													
	対応策	合併後の一定期間は地区制を引いて現行どおりとし、期間終了後に統一するのが望ましいのではないかと考える。													

事務事業調書(160)

事務事業名		火災出場体制及び消防（火災対応力）事業					消防分科会		
事業概要		消防組織の基本責務であり、市民、町民の火災による生命及び財産の被害を軽減するための消火活動							
事業比較	区分	小田原市	足柄消防組合	箱根町	湯河原町		例示1	例示2	例示3
	火災第1出場台数	4	3	2	3		4台出場	4台出場	3台出場
	火災第2出場台数	6	5	3	4		計6台出場	計6台出場	4.5台出場
	世帯数/第1出場台数	18,947	13,101	3,325	5,266		1台あたり 3,325世帯	1台あたり 18,947世帯	1台あたり 10,160世帯
	覚知から現場到着時間	5分22秒	11分10秒	8分00秒	5分42秒		5分22秒	5分22秒	約7分34秒
	世帯数	75,788	39,304	6,650	15,797				
現状の分析		<ul style="list-style-type: none"> 世帯数/第1出場台数は箱根町が最も、少なく、サービス水準は高い。 延焼の恐れが生じる火災状態では、小田原市の上場台数が多く、他棟への延焼危険度は低い。 小田原市が箱根町の水準に合わせた場合、約19台の増隊が必要になる。 住民が要望する通報から消防隊の現場到着時間及び放水開始までの時間経過は小田原市及び湯河原町が早いことからサービス水準が高く、また、署所の配置が現状においては、適正と考えられる。 また、類似中核市と比較しても、大差は生じていないことが分かる。 市街地形成、地域特性（観光地、山間部、湖、面積等）の対応から、消防力の一律的な比較が難しい側面もある。 							
類似中核市のサービス水準	都市名(人口)	宇都宮市(504千人)	川越市(334千人)	横須賀市(421千人)	岡崎市(368千人)	姫路市(535千人)			
	火災第1出場台数	8	7	5	5	3			
	火災第2出場台数	10	10	10	7	5			
	世帯数/第1出場台数	25,197	19,768	35,079	28,363	68,706			
	覚知から現場到着時間	6分19秒	6分42秒	5分10秒	8分17秒	5分52秒			
	世帯数	201,575	138,377	175,397	141,815	206,118			
合併を想定した場合	メリット	<ul style="list-style-type: none"> 合併に伴うスケールメリットにより、保有する部隊数が増加し、総合的消防力が向上して被害が軽減できる。 一元化した組織力の強化により、部隊の効率的運用が図られ、大規模災害、特殊災害の対応力の強化につながる。 各本部ごとに保有している高額な特殊消防車両（はしご車、化学車、救助工作車）などの適正配置、見直しにより、少ない経費で高い水準の消防サービスが提供できる。 							
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 消防警備力が都市部集中型になりやすく、出場エリアが広がることなどにより、地域格差が生じないよう署所の消防力の均衡を検討する必要がある。 全国的なデータとして、覚知から放水開始まで経過時間については、建物火災の78%が10分以内であることから、当該時間内に同様な対応が可能となるよう署所の適正配置の見直しが必要である。 							
	財政面への影響	<ul style="list-style-type: none"> 高額な特殊消防車両の適正配置及び見直しにより、重複的保有が減少して効率的な購入が図られ、歳出減になる。 合併時には、装備品の統一、被服、職員の配置変更による施設の改修工事が生じることから、一時的に歳出が増加する。 							
	対応策	<ul style="list-style-type: none"> 地理的条件及び道路状況などを、総合的に勘案するとともに、検証を実施しながら署所の適正配置を検討する作業部会を創設する。 1. 初期段階では、財政的投資が少ない施設の改修程度での部隊の配置変更をする。 2. 中期、長期的には、合併に伴う戦略的な署所の配置計画を作成して、順次、計画を遂行する。 							

事務事業調査 (161)

事務事業名		救急業務					消防分科会		
事業概要		傷病者に必要な応急処置を講じながら、医療機関へ搬送する。							
事業比較	区分	小田原市	足柄消防組合	箱根町	湯河原町		例示1	例示2	例示3
	稼働救急隊数	5 隊	5 隊	4 隊	3 隊		5 隊	5 隊	約 4 隊
	救急出場件数 (H18)	8,994	3,881	2,200	2,378		—	—	—
	人口/稼働救急隊	39,676	22,457	6,449	13,166		6,449	39,676	20,437
	覚知から現場到着時間	6分20秒	8分12秒	6分43秒	5分36秒		5分36秒	6分20秒	6分43秒
	人口(人)	198,379	112,287	* (25,794)	* (39,498)		—	—	—
	管轄面積 (k m ²)	114.06	380.37	92.82	48.01		—	—	—
現状の分析		<ul style="list-style-type: none"> 箱根町、湯河原町及び真鶴町は救急業務の目的を考慮して、年間宿泊者延べ人員を365日で割った人員を人口に加算している。 箱根町(人口14,010人+11,784人) 湯河原町(人口27,982人+2,356人) 真鶴町(人口8,968人+192人) 人口に対しての稼働救急隊数は、箱根町が多く、小田原市が少ない。また、財政歳出についても同様である。 人口/稼働救急隊の割合については、約6.2倍の差異が生じている。 救急要請の覚知から現場到着までの平均時間については、2分以上の開きが生じている。(地理的条件を勘案する必要はある。) 市街地形成、地域特性から消防力の一律的な比較が難しい側面もある。 							
類似中核市のサービス水準		都市名(人口)	宇都宮市(504千人)	川越市(334千人)	横須賀市(421千人)	岡崎市(368千人)	姫路市(535千人)		
		稼働救急隊数	13	8	11	13	15		
		救急出場件数(H18年)	17,626	13,910	21,350	13,581	21,979		
		人口/稼働救急隊数	38,769	41,625	38,273	28,538	35,667		
		覚知から現場到着時間	5分12秒	5分42秒	5分36秒	7分40秒	5分15秒		
合併を想定した場合	メリット	<ul style="list-style-type: none"> 合併に伴う、スケールメリットにより、1消防機関で17隊の救急隊を保有することから大規模災害や同時多発事故等に対応可能となる。 保有救急隊増加に伴い、効率的救急隊の運用が可能になるとともに、空白域の減少により、現場到着時間の短縮が可能となり、救命率及び住民満足度が向上する。 合併に伴う救急隊員増員により、救急救命士の病院研修(気管挿管・薬剤投与)などの専門的研修時間が確保できることから、資質の向上につながり、更に、高度応急処置により救命率が向上する。 							
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 国が示す「消防力の整備指針」に照らし合わせると、人口約37万6千人において救急隊は9隊必要であることから、余剰感が高く、類似中核市と比較しても稼働台数は多い。 救急需用が増加している状況下において、最大の責務である住民の命に直接係わる、現場到着時間を一定(平均5~6分)に保つ必要があり、署所の配置を抜本的見直しすることを要する。(覚知から現場到着までの全国平均時間 6分50秒 神奈川県平均時間の約6分を目標設定とする。) 							
	財政面への影響	<ul style="list-style-type: none"> 比較論的見地 人口/稼働救急隊の割合により、小田原市が箱根町に水準をあわせた場合には、約25~26隊の増隊が必要になり、1台につき最低8名が必要であり、25隊×8名=200名の職員増員を要する。 車両的見地 各消防本部において、予備救急車計5台を保有しており、目的が同一のため3台は不要になる。購入時を勘案すると 約29,000(千円)×3台=87,000(千円)歳出減になり、更に維持管理費も減少する。 							
	対応策	<ul style="list-style-type: none"> 救急隊の減隊は可能であるが、現場到着時間の遅延は著しい救急サービスの低下になることから、適正な署所の配置を科学的見地から検証できるよう(財)消防科学総合センターに業務委託を実施して救急体制の強化を図る。(署所の適正配置が出来ない場合は、現在の現場到着時間経過から勘案して減隊は困難である。) 							